

令和3年11月5日

放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集の結果

総務省は、「放送法施行令の一部を改正する政令案」及び「放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案」（以下「政令案等」という。）の内容について、令和3年9月16日（木）から同年10月15日（金）までの間、意見募集を行ったところ、24件の意見提出がありました。ついては、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

1 概要

政令案等は、放送法（昭和25年法律第132号）及び電波法（昭和25年法律第131号）に係る外資規制の実効性を確保するため、放送法施行令（昭和25年政令第163号）について、資料の提出に関する制度を整備するとともに、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）及び無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）について、申請書及び添付書類等の様式等を変更するものです。

2 意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

3 今後の予定

総務省は、意見募集の結果を踏まえ、政令案等を公布・施行する予定です。

4 資料入手方法

総務省情報流通行政局放送政策課（総務省11階）において閲覧に供するとともに配布します。

<関連資料>

- 放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集（令和3年9月15日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000213.html

連絡先：

情報流通行政局放送政策課企画調査係

電話：03-5253-5777

FAX：03-5253-5779